

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：経皮的前立腺がんマイクロ波焼灼・凝固療法 前立腺がん（限局性のものに限る。）	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	☒ （泌尿器科）・不要
資格	☒ （日本泌尿器科学会専門医）・不要
当該診療科の経験年数	☒ （5）年以上・不要
当該技術の経験年数	要（ ）・ ☒ 不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として（ ）例以上・ ☒ 不要 〔それに加え、助手又は術者として（ ）例以上・ ☒ 不要
その他（上記以外の要件）	MRI 撮影及び超音波検査融合画像による前立腺針生検の実施 30 例以上（うち経会陰的前立腺針生検の経験 5 例以上）の経験を有すること
II. 医療機関の要件	
診療科	☒ （泌尿器科）・不要
実施診療科の医師数 注2)	☒ ・不要 具体的内容：常勤医 1 名以上。かつ、術者もしくはプロクター※1 として認められた日本泌尿器科学会専門医（非常勤可）1 名以上
他診療科の医師数 注2)	☒ ・不要 具体的内容：放射線科において前立腺 MRI 撮影・読影に関し 4 年以上の経験を有する放射線科医師が配置（非常勤可・遠隔医療可）されていること。
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（ ）・ ☒ 不要
病床数	☒ （20 床以上）・不要
看護配置	☒ （配置比率は問わない）・不要
当直体制	☒ （泌尿器科医師のオンコール体制または泌尿器科医当直）・不要
緊急手術の実施体制	☒ ・不要
院内検査（24 時間実施体制）	☒ ・不要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	☒ ・不要 連携の具体的内容：ただし、自施設において、消化器外科の医師が常勤又はオンコールで 24 時間緊急手術に呼応できる体制がある場合には、不要とする。
医療機器の保守管理体制	☒ ・不要
倫理委員会による審査体制	審査開催の条件： （臨床研究法に基づく研究のため本項の記載は不要）

医療安全管理委員会の設置	☒ 要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（ ）・ ☒ 不要
その他（上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等）	1.5 テスラ以上の MRI 装置を有し、MRI 撮影及び超音波検査融合画像機器を有していること ※1）本試験の手術者については、術者とプロクターがある。 プロクターとは、前立腺癌マイクロ波焼灼術を術者として 10 例以上の経験を有し、本試験において前立腺癌マイクロ波焼灼術を指導的立場で教育し、術者認定を行う能力をもつ指導的立場の医師（日本泌尿器科学会専門医）のことをいう。 プロクターに指導される医師（日本泌尿器科学会専門医）をオブザーバーと呼ぶ。 術者とは、本試験において前立腺癌マイクロ波焼灼術を 1 人で執刀する能力を持つ医師（日本泌尿器科学会専門医）であり、プロクター監視下の当該技術手術の助手又はオブザーバーとして 3 例以上、かつプロクター監視下の当該技術の術者として 1 例以上の経験を要する。
Ⅲ. その他の要件	
頻回の実績報告	要（ 月間又は 症例までは、毎月報告）・ ☒ 不要
その他（上記以外の要件）	

注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者[術者]としての経験症例を求める場合には、「実施者[術者]として（ ）例以上・不要」の欄に記載すること。

注 2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

先進医療名及び適応症：上部消化管癌術後のアナモレリン塩酸塩経口投与 上部消化管癌術後の体重減少	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	☒ (消化器内科または消化器外科または腫瘍内科、またはそれらに相当する科)・不要
資格	☒ (日本消化器外科学会消化器外科専門医または日本消化器病学会消化器病専門医または日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医)・不要
当該診療科の経験年数	☒ (10) 年以上・不要
当該技術の経験年数	要 () 年以上・ ☒ 不要
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者〔術者〕として () 例以上・ ☒ 不要 [それに加え、助手又は術者として () 例以上・ ☒ 不要]
その他 (上記以外の要件)	
II. 医療機関の要件	
診療科	☒ (消化器内科もしくは消化器外科または腫瘍内科、もしくはそれらに相当する科)・不要
実施診療科の医師数 注 2)	☒ ・不要 具体的内容：日本消化器外科学会消化器外科専門医または日本消化器病学会消化器病専門医または日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医が 1 名以上
他診療科の医師数 注 2)	要・ ☒ 不要 具体的内容：
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	☒ (薬剤師)・不要
病床数	☒ (200 床以上)・不要
看護配置	☒ (10 対 1 看護以上)・不要
当直体制	☒ (内科または外科の医師 1 名以上)・不要
緊急手術の実施体制	☒ ・不要
院内検査 (24 時間実施体制)	☒ ・不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要・ ☒ 不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	☒ ・不要
倫理委員会による審査体制	臨床研究法に基づく研究のために記載せず
医療安全管理委員会の設置	☒ ・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (症例以上)・ ☒ 不要
その他 (上記以外の要件、例；遺伝カウンセリングの実施体制が必要 等)	なし
III. その他の要件	

様式第9号

頻回の実績報告	要（ 月間又は 症例までは、毎月報告）・ 不要
その他（上記以外の要件）	なし

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として（ ）例以上・不要」の欄に記載すること。
- 注 2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。